

平成28年度 第3回全体庁議（5月11日開催）

| | | | |
|----|---------------|--------------|--|
| 区分 | 審議・ 報告 | 案件名 (担当部) | (2) 帯広市まちづくり基本条例の適合状況等の検討について [政策推進部] |
|----|---------------|--------------|--|

■ 提案・報告の趣旨

「帯広市まちづくり基本条例(平成19年施行)」が社会経済状況に適合しているかを点検し、見直しの要否を検討することについて、平成28年5月23日の総務委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

○「帯広市まちづくり基本条例」は、市民・市長・市職員それぞれの責務や市民参加のルールなど、協働のまちづくりに取り組む上での基本的な事項を定めたものであり、まちづくりに関する計画の策定や条例の制定に際し、最大限尊重しなければならない規範としての役割を担うもの。

○基本条例第24条には、5年を超えない期間ごとに各条項等の適合状況等を検討することが規定されており、前回の検討から5年目にあたる今年度に、この間の社会経済情勢の変化などを踏まえながら、検討作業を進めるもの。

○検討にあたっては、市民10名からなる「市民検討委員会」を設置し、8月末頃までに市への提言を取りまとめていただく。市では、「市民検討委員会」からの提言を踏まえ、庁内の推進委員会において見直しの要否について協議を行い、見直しが必要と判断される場合には、平成29年3月議会への議案提出に向け、パブリックコメント等の所要の手続きを進める。なお、検討にあたっては、適宜、市議会総務委員会に報告しながら進める。

■ 今後のスケジュール

- ・平成28年5月16日 「市民検討委員会」を設置
- ・平成28年5月23日 「基本条例」の点検・見直しの要否を検討することについて市議会総務委員会に報告
- ・平成28年9月 「市民検討委員会」が市に提言書を提出
- ・平成28年9月～ 「市民検討委員会」の検討結果を踏まえ、「基本条例」を見直す必要性について協議
- ・平成28年11月～ 「基本条例」を見直す必要がある場合、所要の手続きを行う

■ 審議結果

- ・同内容で、5月23日総務委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし